



古代くん情報局 3

お知らせ

税務課 税務係

国民健康保険税の特別徴収について

◆平成 20 年 10 月に支払われる年金からの国民健康保険税のお支払いについて
年金からお支払いいただく対象となるのは、世帯内の国民健康保険の被保険者が、世帯主の方も含めて全員、65 歳から 74 歳までだけの世帯の世帯主の方となります。

- 年金額が年金 18 万円（月額 1 万 5 千円）未満の場合、又は
- 介護保険料の天引きと合わせた保険税額が年金額の 2 分の 1 をこえる場合は、年金からの徴収の対象とはなりません。



◆保険税の支払い方法の変更について

年金からの保険税徴収（特別徴収）については、次の場合、申請により口座振替へ変更できます。

- これまで、保険税を滞納することなく納めていただいている方
- これからの保険税を口座振替により納めていただける方

※上記に該当する方で保険税の支払方法変更を希望される方、桂川町役場 税務課 税務係（4 番窓口）に印鑑を持参のうえ申請ください。

事務処理の都合上、変更の手続き後 2～3 ヶ月後に「年金天引き→口座振替」変更完了とお時間がかかることがありますので、ご了承ください。

特別徴収対象者の方には、通知書等を送付いたします。

お知らせ

税務課 税務係

国民健康保険税の 2 割軽減についてのお知らせ

平成 19 年度までは、申請をしていただいて 2 割軽減を適用していましたが、平成 20 年度から、対象になる世帯は申請しなくても自動的に軽減を適用するようになりました。

国民健康保険税についてのお問い合わせ先

◆桂川町役場 税務課 税務係（4 番窓口） ☎ 65-1076

